

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修会〔フォローアップ〕

PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

相談支援専門官 藤川 雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本プログラムの目的と流れ

本プログラムを実施する目的

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解するための研修開始にあたっての導入を行う。
- ② 相談支援従事者養成研修等や本研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえ、自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。

⇒ **研修効果の向上を図る。**

本プログラムの流れ

- ① 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 令和4年度の研修実施について
- ③ 相談支援専門員の養成制度について
- ④ 地域での人材育成に係る体制整備について

・重要事項の説明①

本研修の位置付け・獲得目標・概要

ひと、くらし、あらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

9月のおさらい

本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和2年度）

開始当初は「伝達研修」として標準カリキュラムを受講生が体験する形で実施。
平成21年度以降は、都道府県研修の企画運営に資するための内容に重点を移して実施。

平成21年度～	研修の企画運営や質の向上の要素も取り入れた研修を開始。
平成23年度	改正自立支援法の施行に重点を置き実施。
平成24年度	ファシリテーターの確保など体制構築の視点を導入
平成26年度～平成28年度	都道府県研修の質の向上のため、都道府県における研修の体制強化及び内容充実について重点的に実施
平成29年度～	厚生労働科学研究により開発中の初任者及び現任研修の新たなカリキュラムの一部伝達研修、新たなカリキュラムに対応出来る研修実施の体制の充実についてを重点的に実施。
平成30年度	厚生労働科学研究により開発された初任者及び現任研修のカリキュラム案について、その全体像及び各科目の概要の伝達を実施。
令和元年度	各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、改正された告示及び標準カリキュラムについて、講義実施上のポイントの伝達に重点を置いて実施。 ※指導者養成研修を補完するものとして、演習の企画立案に資するための会議を別途実施。
令和2年度	令和元年度に引き続き、各都道府県による新カリキュラムによる研修への円滑な移行や主任研修の開始に資する研修と位置付け、新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施、人材育成体系構築についての情報提供、情報交換、最新の政策動向の伝達を実施。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、時期を年度末に変更し、そのため当該年度研修の振り返り及び次年度研修に向けた課題整理に主眼を置いた。 ※またすべてのプログラムをオンラインにより実施。

新カリキュラム等の伝達を開始

オンライン開催

令和3年度研修の位置付け・獲得目標

前提

- ・ 初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改定。（令和2年度以降、新カリキュラムでの実施は必須）
- ・ 主任研修について国の直接養成を終了（平成30年度にて）、都道府県での養成を開始
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響
- ・ 一部地域において中止・延期をした研修が一部発生。
- ・ 講義の遠隔化、演習の小規模分散化を基本とする研修へ移行。

今年度研修

- ・ 各都道府県による新カリキュラムによる研修の着実な実施や主任研修の開始や内容の充実に資する研修と位置付け、以下の内容を中心に実施。
- ・ ①新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的な実施方法
改定内容の反映や研修の実施に際し、特に留意すべきポイントを再確認する。
【ケアマネジメント基礎コース、地域づくりコース】
- ・ ②人材育成体系構築のための情報提供、情報交換 【人材育成コース、自治体職員コース】
- ・ ③最新の政策動向に関する情報提供 【15日に実施する講義】

5

令和3年度相談支援従事者指導者養成研修の構成

Zoomによるオンライン開催

	内容			
1日目 (9/15)	PG02-09 講義 施策等の最新の動向（現状・今後の方向性 ⇒地域で取り組むこと等を確認）			
	PG10-11 都道府県単位でのグループ演習と全体共有 前段の講義を受け、①都道府県や市区町村で検討する必要があること・取り組むこと、 ②都道府県研修での取扱い方 について協議			
2日目 (9/16)	ケアマネジメント基礎	地域づくり	人材育成	自治体職員
3日目 (9/17)	ミクロレベルのケアマネジメント（いわゆる個別支援）の研修での取扱いについて 【主に初任者研修】	地域を基盤としたソーシャルワーク（メゾ～マクロレベルのケアマネジメント）の研修での取扱いについて 【主に主任（現任）研修】	実地教育(OJT)を含めた人材育成及びそれと連動した都道府県での研修づくり、人材育成体系の構築について 【主に実地教育と実習】	9/16はなし
	PG15-16 都道府県単位でのグループ演習と全体共有 各コース毎の研修PGを受け、①同一都道府県の受講生間での共有を図り、 ②都道府県での課題と今後の課題解決に向けた取組 について協議			
4日目 (3/2)	今年度の振り返りと次年度のより効果的な研修等の実施に向けて 【主に実践報告や情報交換等を予定】			

6

【参考】想定される都道府県での実施上の課題（例）

【１】運営等の課題

- 日程・会場の確保、日程の振り分け
- 定員の想定、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と今後の見通し

【２】企画等の課題

- 教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成
- 各研修での講義・演習の展開方法
- 実習の展開方法
- OJTの展開方法
- 新カリキュラムでの実施に向けた準備(協議)方法
- リーダー不在
- 講義講師、演習講師(ファシリテータ)の不足
- 演習講師(ファシリテータ)の養成、研修内容の伝達

7

フォローアップ（本日）の位置付け・獲得目標

目的・位置づけ

- ・ 令和３年度研修の振り返りを行い、その気づきを令和４年度のよりよい研修実施や人材育成体系整備につなげる。（課題・改善点と改善案を整理し、次年度の体制に引き継ぐ）

内容

- ①本研修の目的や人材養成制度について抑えなおす
- ②９月に実施した各コース毎の研修の枠組みに基づき、今年度の研修をはじめとする取組を振り返る。
 - ・ 実践報告による情報提供やグループワークによる情報交換等を行う。
- ③各コース毎の研修をもとに、自都道府県の研修を振り返り、課題整理等を行う。

1日の流れ

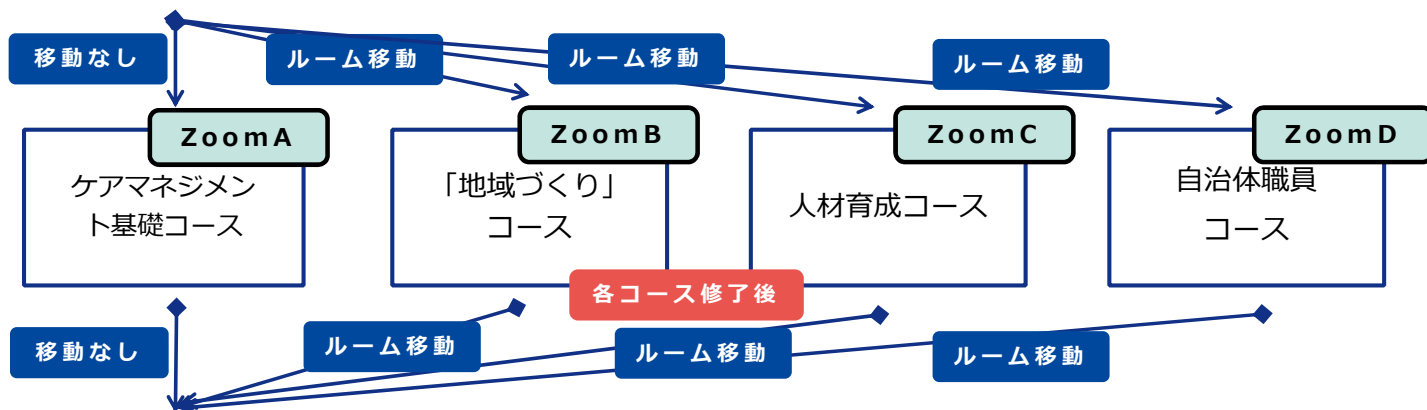
	科目（プログラム）			
10:00～11:00	開講			
	PG01 研修ガイダンス・目標設定			
	PG02 【講義】政策の最新の動向			
11:00～11:10	休憩・ルーム移動			
	ケアマネジメント 基礎コース	「地域づくり」 コース	人材育成コース	自治体職員コース
11:10～15:00 (昼休憩60分)	PG A-1 実践報告Ⅰ (11:10～12:00)	PG B-1 実践報告 (11:10～12:10)	PG C-1 実践報告Ⅰ (11:10～12:00)	PG D-1 実践報告Ⅰ
	昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:10～13:10)	昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:00～13:00)
	PG A-2 実践報告Ⅱ (13:00～13:50)	PG B-2 実践報告 (13:10～15:00)	PG C-2 実践報告Ⅱ (13:00～13:50)	PG D-2 実践報告Ⅱ (13:00～13:50)
	PG A-3 グループ討議 (14:00～15:00)		PG C-3 実践報告Ⅲ (14:00～15:00)	PG D-3 実践報告Ⅲ (14:00～15:00)
15:00～15:10	休憩・ルーム移動			
15:10～15:30	PG03 次年度に向けた課題整理とアクションプラン作成Ⅰ（個人ワーク）			
15:30～16:30	PG04 次年度に向けた課題整理とアクションプラン作成Ⅱ 《都道府県での協議：各コースの内容の共有と課題整理、アクションプラン作成 ※全体共有含む》			
16:30～16:40	休憩			
16:40～16:55	PG05 研修の振り返り			
16:55～17:00	閉講			

9

Zoomのルーム移動の流れ

PG01,02 ガイダンス【各コース共通】

全受講者が**ZoomA**へ入室



PG03～ 課題整理、振り返り等【各コース共通】

全受講者が**ZoomA**へ入室

10

事前課題等の取扱い

① 各都道府県の研修実施要綱



すべての都道府県間で共有
(学院Webサイトよりダウンロード可)

② 各都道府県の研修資料



提出のあった都道府県間で共有
情報量の多い都道府県
→すべての提出のあった都道府県資料をダウンロード可
情報量の多くない都道府県
→上記情報量の多い都道府県の資料の一部を除き、ダウンロード可

③ 各都道府県の研修実施状況(実績)



本日の各コースの研修でグループワークにより共有(ダウンロードはなし)

○ダウンロード可とあるもの：今月下旬より約1ヶ月間共有予定(パスワード付)



年度内にダウンロード・年度明けにダウンロードするよう申し送りするなどして、次年度体制へ引き継ぎ

★共有された資料等の無断利用・二次利用・再配布・サイトへの掲載等は厳禁
★自治体担当者・講師限り。

11

本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナー**に留意すること。
 - ① **出典を示すこと**。
 - ② **改変を加えた場合、改変した旨を明示すること**。
- 公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。
※個別の提供交渉は慎むこと。

映像について

- 都道府県研修の企画・立案に従事する者**(都道府県担当者・講師等)に限り、**受講者以外であっても視聴可**。
 - ・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。
- 演習等の記録映像を含め、**今年度内視聴可**(予定)。
- 映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いること**その他の二次利用は不可**(知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること)。

留意事項

- 各研修実施地域(都道府県)内で、以下の取組が重要。
 - ① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有**すること。
 - ② **人材育成体系の中へ各研修を位置づける**こと。
 - ③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行う**こと。
- ⇒標準カリキュラムや研修実施ガイドライン(シラバス等)、教材(ツール)、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- ⇒ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。
- ⇒研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

12

・重要事項の説明②

令和4年度の研修実施について

ひと、くらし、あらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

専門コース別研修の拡充について

R4年度～（予定）

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h

R3→R4



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
<u>障害児支援（新設）</u>	<u>13h</u>	<u>従前の児童分野の内容を補完</u>
<u>就労支援（新設）</u>	<u>14h</u>	<u>従前の就労分野の内容を補完</u>

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
<u>障害児支援（拡充）</u>	<u>13h</u>	<u>相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応</u>
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
<u>就労支援（新設）</u>	<u>14h</u>	<u>障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応</u>
<u>介護支援専門員との連携・相互理解（新設）</u>	<u>10.5h</u>	<u>社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応</u>

※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

令和4年度の指導者養成研修の実施予定について

具体的な日程は障害保健福祉主管課長会議にて公表予定。

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

相談支援従事者指導者養成研修会

「本体」
3日間

「フォローアップ」
1日間 オンライン

相談支援従事者養成研修・主任研修に従事する者

6月下旬に実施予定

3月上旬に実施予定

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通 = 【意思決定支援、障害児支援、就労支援】

専門コース別研修
(サビ児管・相談支援共通カリキュラム)
1日 オンライン

専門コース別研修に従事する者
(サビ児管・相談支援双方)

基礎研修・実践研修・更新研修

3日

サビ児管研修に従事する者

9月中旬に実施予定

15

・重要事項の説明③

相談支援専門員の養成制度について

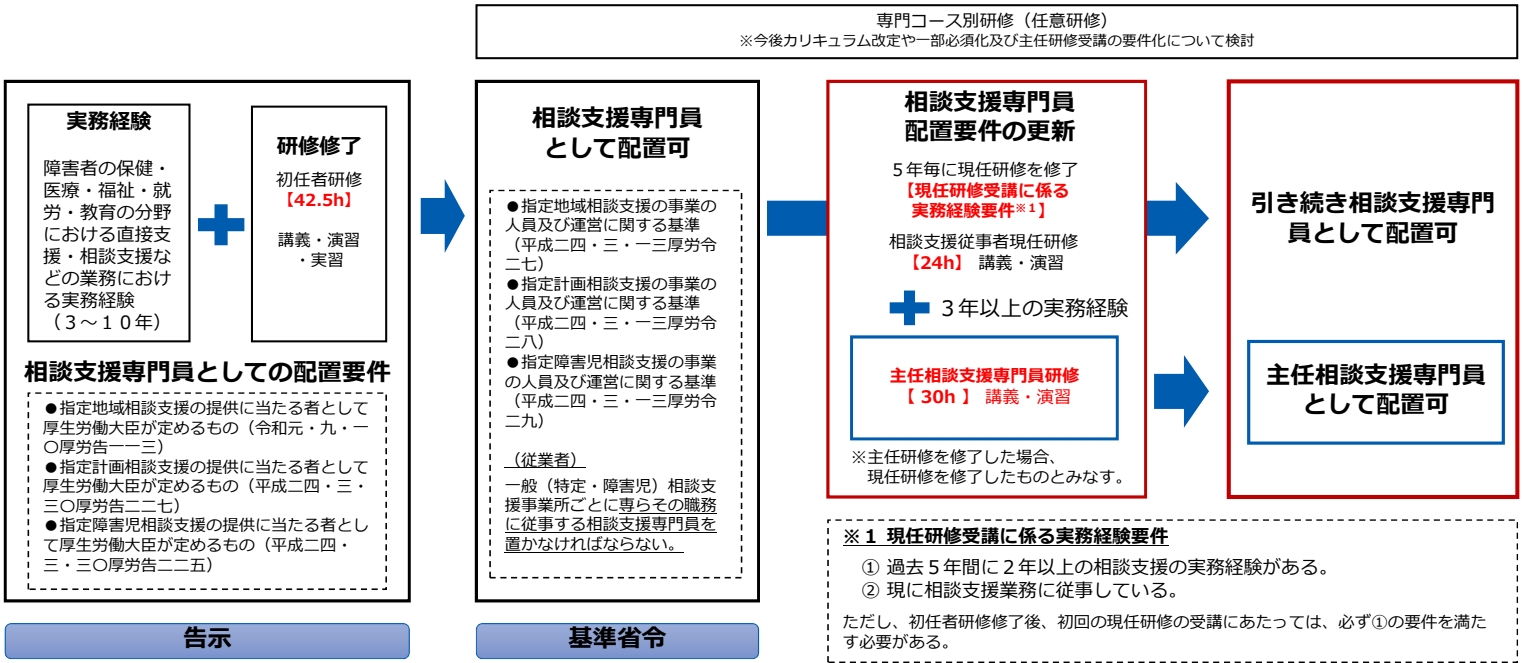
<ポイント>

- ・旧カリキュラム修了者への周知（特に主任相談支援専門員の理解促進と地域での周知活動）
 - ①制度改正の周知（現任研修受講についての実務経験要件、主任相談支援専門員の創設）
 - ②新カリキュラムの内容・方法等の改正ポイントの周知

ひと、くらし、あらいのために

相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※1）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



現任研修の構造

告示別表		
現任研修		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について
(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム		
1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状(1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法(3時間)
2日目	講義演習	実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法(1.5時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
3日目	講義演習	個別相談支援とケアマネジメント(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
5日目	講義演習	地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践(6時間)

主任研修の構造

告示別表		
主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【告示上カリキュラム(科目)外であるが、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
 - ・各科目の振り返りシート
 - ・研修の振り返り

通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について
(平成三一・三・二八 障発〇三二八の一)

●相談支援従事者主任研修事業実施要綱

相談支援従事者主任研修標準カリキュラムを含むもの

都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム		
1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)

相談支援従事者研修カリキュラムの見直しポイント

告示・標準カリキュラムの見直し

- ・ 告示（方法、科目、時間数）の見直し。初任者研修における実習の必須化。
- ・ 標準カリキュラム（獲得目標、取り扱う内容、）の見直し。
- ・ 障害のある受講者について、研修における合理的配慮例を提示（研修事業に係る通知内）。

教育方法の見直し

- ・ 主体的かつ参加型の学習方法への転換（学習観の転換）
 - ・ 演習や実習のさらなる重視
 - ・ オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性 ★特に「見立て」について
- ・ 研修全体の連動性の重視（研修体系の全体像の提示）
- ・ 継続的な学びの必要性の強調
 - ・ 研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
 - ・ 実地教育(OJT)との連動の導入
 - ・ スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
 - ・ 自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

21

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

前提

○ 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。

○ 研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

→ 事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。→

○ **新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果**、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。

※研修を中止・延期した場合、その後の研修を再開した年度において、中止・延期した研修の人数分を加えた規模の研修を実施することが必要となるため、計画的な実施が必要。

●参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施

○ 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

① 講義の遠隔化（オンライン化）

② 演習の小規模化・分散化

・ 業務実施地域(障害保健福祉圏域・市町村)に近いところでの、その地域を単位とした実施。

・ 対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

・ 感染拡大の状況を踏まえ判断すること。

・ 感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

※感染症対策の実際については現在、対応策が随時更新されている状況のため、本研修では扱わない。

【参考】

●新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

22

重要事項の説明④

地域での人材育成に係る体制整備について

<ポイント>

- ・地域・事業所での実地教育(OJT)の実施 ⇔ 基幹相談支援センター（設置・機能見直し）検討
 - ①初任者研修等の実習を契機とした整備の開始（体制がない場合）
 - ②スーパーバイズやその他の支援者支援、支援の検証の取組の実施
- ※担い手たる主任相談支援専門員の地域での確保
- ・地域に必要な相談支援専門員の推計と確保

ひと、くらし、あらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障発第0331第7号
令和3年3月31日

第一 本通知の目的

- 計画相談支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における見直し内容等を改めて示す。⇒**第三**
- 地域の相談支援体制において今後目指すべき方向性とそのために必要となる各自治体での取組を示す。⇒**第四**

第二 用語の定義（略）

第三 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の内容等

1. 計画相談支援等の現状と課題

- (1) 計画相談支援等の現状： サービス等利用計画等の提出の義務化により量的整備は進む。
- (2) 計画相談支援等の課題
 - 1・2) 事業所の体制強化、質の向上や公正中立性の担保が一層必要な状況
 - 3・4) 求められる業務・実施している業務と報酬上の評価、モニタリング頻度のミスマッチ
 - 5) 厳しい経営環境
 - 6) 大きい事務負担等

2. 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

- (1) 改定の趣旨： **1. の課題を踏まえ、以下(2)～(6)の見直しを実施**
- (2) 質の高い相談支援の実施を行う体制整備に向けた報酬体系の見直し等
- (3) 基本報酬算定月以外の業務の評価
- (4) モニタリング実施期間決定における利用者等の個別の状況の勘案の適正な実施に向けた見直し
- (5) 業務効率化及び文書量削減のための取組
- (6) 災害時の対応や感染症対策、虐待防止の取組について

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- 各相談支援事業所による質の向上だけでなく、自治体を中心とした地域の相談支援体制を充実・強化するさらなる取組が必要
- そのための前提として、相談支援事業所、基幹相談支援センター、協議会の果たすべき役割と将来的に目指すべき姿を整理

- (1) 相談支援事業所
 - 1) 事業所の体制強化と質の向上
 - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
 - 1) 役割
 - 2) 特に強化すべき取組
 - 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
 - 1) 実習への積極的関与
 - 2) 支援の検証の取組等の実施
 - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

3. 各自治体における取組に関するフォローアップ

- ・ 今後第四の2の事項の取組状況等についてフォローアップを行う予定。

各取組を実施する際の具体的な手続き等は、事前に関係者の意見を聴いた上で、協議会で設定することが望ましい

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障障発0331第7号
令和3年3月31日

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援事業所
 - 1) 事業所の体制強化と質の向上
 - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
 - 1) 役割 2) 特に強化すべき取組 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
 - 1) 実習への積極的関与 2) 支援の検証の取組等の実施
- 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

(1) 相談支援事業所について

1) 事業所の体制強化と相談支援専門員の質の向上令和3年度改定の趣旨等を踏まえ、複数の常勤専従の相談支援専門員や主任相談支援専門員の配置を進めることで、相談支援事業所の独立性や中立公正性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地教育や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

その際には、従業者が地域に対する幅広い視野や知識を持ち、自らの支援を含む業務を多角的・総合的に検討し、また振り返ることができる機会や支援者支援を受けることができる機会を確保できる事業所運営に留意する。

(3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

2) 特に強化すべき取組について

基幹相談支援センターにおいて、特に強化すべき点は以下のとおりであり、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用することが望ましい。なお、以下に示す2点は第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）において、当該計画期間中に市町村にその機能を有する体制を整備することを求めているものである。

① 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。

相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施、サービス等利用計画等の評価や指導・助言等により、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

② 総合的・専門的な相談支援の実施

(略)

25

計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障障発0331第7号
令和3年3月31日

第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組事項等について

1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援事業所
 - 1) 事業所の体制強化と質の向上
 - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
 - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
 - 1) 役割 2) 特に強化すべき取組 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
 - 1) 実習への積極的関与 2) 支援の検証の取組等の実施
- 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

2 各自治体において今後取り組むべき事項について

(2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備について

1) 相談支援専門員養成制度の見直しと実習の実施について

相談支援専門員の養成制度については、主任相談支援専門員の制度が創設され、養成が開始されたほか、令和2年度から相談支援専門員を養成する初任者研修、現任研修についてもカリキュラム改定等の制度改正を行い、その中では、初任者研修において実習を必須化したところである。

これまで、人材養成については研修の実施主体となっていることから都道府県を中心とした取組としてきたところであるが、実地教育（OJT）の重要性が明らかになってきていることから、より現場に近いところでの教育を加えた養成体系としているところである。併せて、相談支援については、その過半において、市町村が指定権者もしくは実施主体となっていることから、今後の実地教育の体制整備や初任者研修等における実習の実施に当たっては、市町村の積極的な関与が求められるものである。

2) 支援の検証の取組等の実施について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるほか、地域全体で支援者支援の体制を構築するためには、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）における成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標のうち、地域の相談支援体制の強化の活動指標に掲げる項目に着実に取り組むことが重要である。

具体的には、例えば第三の2の(4)においてモニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討すべきとして例示した者をはじめ支援方針の検討や支援の進捗管理を共同で実施することが望ましい利用者の支援を検討・検証することや、市町村等で業務に従事する相談支援専門員が自らの支援を開示し、振り返る場を地域の中に設置運営することが求められる。この場においては、第四の2の(3)にある市町村が提出を受けたモニタリング報告の検証も含めて行われることが効果的かつ効率的である。

なお、検証についてはあくまで支援者支援の視点をもって実施されることが重要であることに留意すること。

26

地域の相談支援体制の強化について



計画相談支援・障害児相談支援

質の向上のための取組を実施している事業所に対する報酬上の評価を充実

- 機能強化型基本報酬（Ⅰ）～（Ⅳ）
 - ・新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員・主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
 - ※複数事業所の協働により体制を確保する場合は、他事業所の相談支援専門員に対しても実施することが必要。
 - ・基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- 主任相談支援専門員配置加算
 - ・常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を行う体制を確保した場合に算定可（事業所外の従業者に対しては告示上任意だが、対象となる従業者が当該事業所に不在の場合は必須）。



自治体・基幹相談支援センター

地域の相談支援体制の強化の取組を実施する体制を整備し、継続的に取組を実施

- 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）
 - ・令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する（成果目標）。活動指標は以下の3点。
 - ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
 - ②地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
 - ③地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施
- 基幹相談支援センター等機能強化事業
 - ・上記は基幹相談支援センター等機能強化事業のメニューのひとつであり、市町村は基幹相談支援センターの設置や機能の見直しを適宜検討する必要。

27

○機能強化段階別基本報酬の創設（計画相談支援、障害児相談支援）

- 令和3年報酬改定により、従来の特定事業所加算を廃止し、その要素を取り込んだ段階別基本報酬を創設する。
- 従来の特定事業所加算（Ⅱ）及び（Ⅳ）については平成33年度までの経過措置としていたが、これに該当する段階を継続。
 - ※特定事業所加算Ⅱが機能強化Ⅰ、特定事業所加算Ⅲが機能強化Ⅱ、特定事業所加算Ⅳが機能強化Ⅲに相当。
- 常勤専従職員の配置を更に促進するため、従来より要件緩和した報酬区分を創設（機能強化Ⅳ）。
- 従来の特定事業所加算（Ⅰ）の要件である主任相談支援専門員については主任相談支援専門員配置加算として配置を独立した要件として評価。

機能強化型基本報酬算定要件	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
(1)-① 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	○	—	—	—
(1)-② 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	—	○	—	—
(1)-③ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が現任研修修了者であること。	—	—	○	—
(1)-④ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を2名以上配置し、その内1名が常勤かつ現任研修修了者であること。	—	—	—	○
(2) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	—	—
(3)-① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。	○	○	○	○
(3)-② 新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修修了者の同行による研修を実施していること	○	○	○	○
(3)-③ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること	○	○	○	○
(3)-④ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(4) 計画相談支援と障害児相談支援の一月当たりの取扱件数が40件未満であること	○	○	○	○

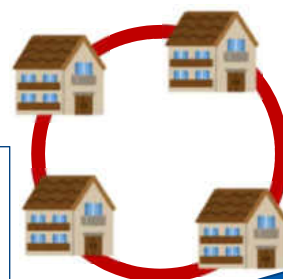
※相談支援専門員については、同一敷地内にある指定一般相談支援、指定障害児相談支援、指定自立生活援助の各業務を兼務した場合でも常勤専従とみなす。
※機能強化型Ⅰ～Ⅲにおける常勤専従者の内1名（現任研修修了者1名を除く）は、業務に支障がない場合については同一敷地内における他事業の兼務を可とする。
※現任研修修了者となる箇所については、主任相談支援専門員であっても可である。

障害福祉サービス等の利用者数や事業所数の少ない地域においても、複数の目でサービス等利用計画等をチェックできるなど公正中立な事業運営を推進し、地域全体で質の高い相談支援の提供体制を構築することを目的とし、複数の相談支援事業所が協働で事業所の体制確保することを可能とする。

【協働が可能な事業所の要件】

以下の2点を満たす任意の相談支援事業所間で協働可。

- ① 同一地域の地域生活支援拠点等を構成する事業所間で
- ② 全ての事業所が常勤専従の相談支援専門員を1名以上配置



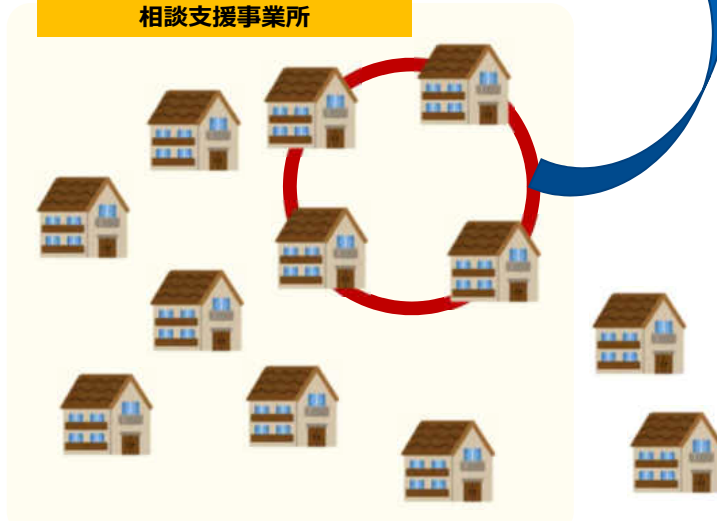
【体制を協働で確保可能なこと】

- ① 人員体制の確保
- ② 24時間の連絡体制の確保

【協働する事業所間で実施しなければならないこと】

- ① 協定の締結
- ② 協働体制（協定の内容）が維持できているかどうかの確認（月1回）
- ③ 全職員の参加するケース共有会議、事例検討会の開催（月2回以上）

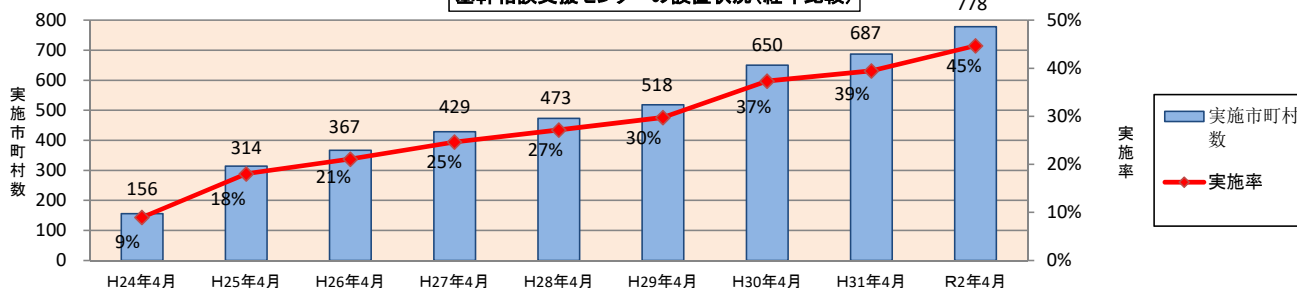
地域生活支援拠点等を構成する
相談支援事業所



※地域生活支援拠点等とは、拠点整備型と面的整備型のことを指す。

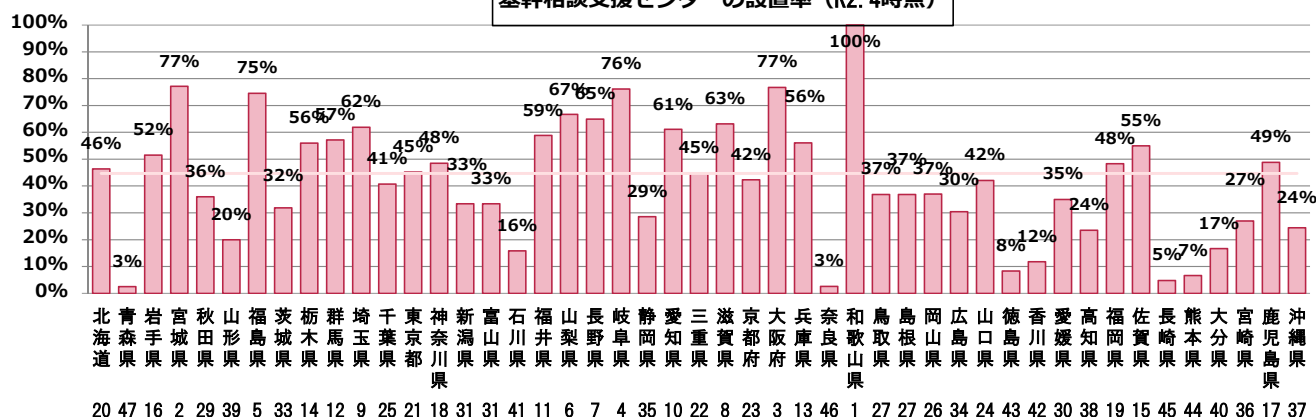
基幹相談支援センターの設置状況について

基幹相談支援センターの設置状況（経年比較）



基幹相談支援センターの設置率（R2.4時点）

【設置率の全国平均45%】



基幹相談支援センターが主に担っている機能・役割

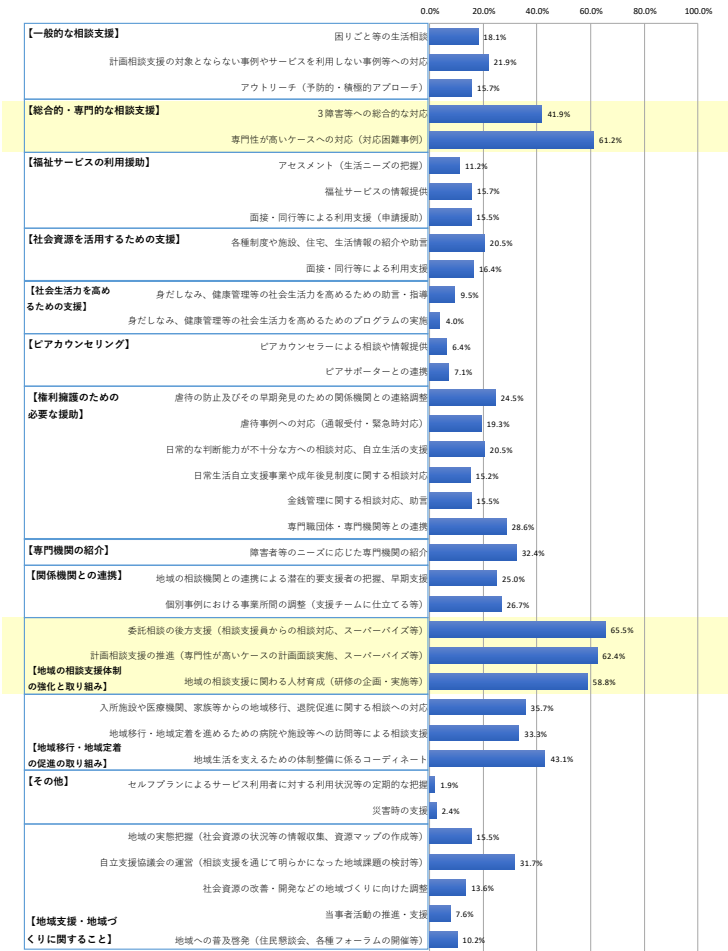
1. 「総合的・専門的な相談支援」

・「3 障害等への総合的な対応」、「専門性が高いケースへの対応」は、地域において、基幹相談支援センターが主たる機能・役割を担っていると思われる。

2. 「地域の相談支援体制の強化の取組」

・各相談事業所の相談員からの相談対応や専門的助言、スーパービジョン等を通じた「障害者相談支援事業」「指定特定相談支援事業」の後方支援、及び各相談支援事業所・相談支援員に対する人材育成支援を一体的・体系的に実施する機能・役割を担っていると思われる。

(令和2年度障害者総合福祉推進事業
「地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査」報告書
実施：一般社団法人北海道総合研究調査会)

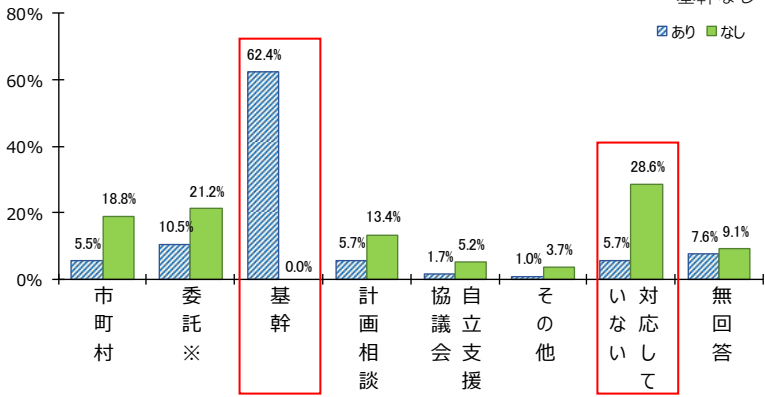


市町村における人材育成に係る取組の実施状況

計画相談支援の推進（専門性が高いケースの計画相談実施、スーパーバイズ等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462

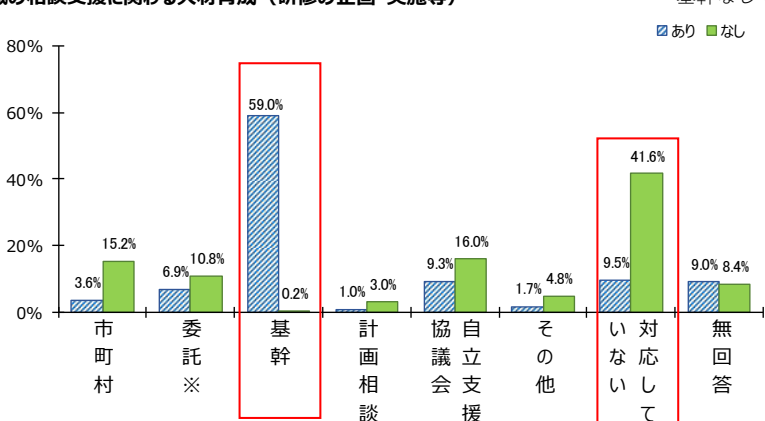


地域の相談支援事業所への支援（支援者支援等）は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センター62.4%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が28.6%ある。

地域の相談支援に関わる人材育成（研修の企画・実施等）

基幹あり：n=420

基幹なし：n=462



研修の企画・実施等の人材育成の取組は、基幹相談支援センター設置自治体ではその役割を担う基幹相談支援センターが59.0%ある。基幹相談支援センター未設置自治体では「対応していない」回答が41.6%ある。

※委託：市町村相談支援事業を受託している相談支援事業所
基幹相談支援センターは基幹、指定特定相談支援事業所は計画相談と表記